

| 次期計画素案 | 現計画 | 主な変更理由 |
|-------------------------------------|---|---------------------|
| <p>3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築</p> | <p>3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築</p> <p>(1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進</p> <p><現状と課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアががんと診断された時から提供されるとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目なく実施される必要があります。 ○ 緩和ケアの提供体制については、これまで、がんと診断された時から患者とその家族が、精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、拠点病院等を中心として、がん医療に携わる医療従事者への研修や緩和ケアチームなどの機能強化、さらには緩和ケアセンターの整備等の取組を実施してきました。 ○ 緩和ケア研修会については、拠点病院等を中心として医師等向けに開催されており、拠点病院のがん診療に携わる医師の受講率は、平成29年6月末現在で92.15%となっており、国が掲げる目標値（90%）は達成しています。 ○ 普及啓発については、これまで様々な機会を通じ、正しい緩和ケアの知識の普及啓発に努めてきましたが、平成28年度の道民意識調査では、67.0%が「よく知らない」又は「全く知らない」と回答しており、引き続き普及啓発の充実が必要です。 ○ 在宅緩和ケアについては、症状の急変や医療ニーズの高い高齢のがん患者の受入の対応に当たり、在宅療養の受け皿となる病院や在宅療養支援診療所をはじめ、保険薬局、訪問看護ステーション、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所などにおける地域での連携体制の構築が課題となっています。 <p><施策の方向></p> <p>① <u>緩和ケアの提供について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点病院等を中心として、診断時から患者の苦痛のスクリーニングを行うとともに、緩和ケアチームなどによる質の高いケアの提供や多職種との連携による緩和ケアの提供体制の充実に向けた施策を推進します。 | <p>緩和ケア第3章第2に移項</p> |

② 緩和ケア研修会について

- 現在、国が検討している緩和ケア研修会の開催指針の見直しを踏まえ、拠点病院等と連携し、新たにグリーフケアのプログラムを加えるなど、研修会の充実に向けた施策を推進します。

③ 普及啓発について

- 拠点病院等と連携し、引き続き緩和ケアの意義や必要性に関する普及啓発などの施策を推進します。

④ 在宅緩和ケアについて

- 在宅や施設等において、がん患者が適切な緩和ケアが受けられるよう、在宅療養支援診療所や保険薬局、訪問看護ステーション、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所などに対する緩和ケアの知識の普及を図り、地域における連携体制の構築や在宅医療・介護の提供体制の充実に向けた施策を推進します。

<主な取組>

① 緩和ケアの提供について

- 拠点病院等は、患者とその家族が抱える様々な苦痛に対する全人的な緩和ケアを診断時から提供するため、患者とその家族が抱える苦痛を定期的に汲み上げ、緩和ケアチームが患者・家族などの相談や支援を速やかに受けられるよう体制の強化に努めます。
- 拠点病院等は、精神腫瘍医をはじめ、がん看護専門看護師・認定看護師、専門薬剤師・認定薬剤師、がん病態栄養専門管理栄養士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士等の配置に努め、緩和ケアの質の向上に努めます。
- 道は、拠点病院等の整備圏域や未整備圏域において、がん患者やその家族が適切な緩和ケアを受けられたかの満足度や地域の緩和ケア提供体制の充実度など、緩和ケアに関する実態把握に努めます。

② 緩和ケア研修会について

- 道は、現在、国が検討している緩和ケア研修会の開催指針の見直しを踏まえ、拠点病院等と連携し、新たにグリーフケアのプログラムを加えるなど、研修会の充実による人材の育成を推進するほか、看護師や薬剤師などの医療従事者についても受講しやすい研修の実施体制を構築します。

③ 普及啓発について

- 道や拠点病院等は、ピアサポートを行う患者団体と連携して、緩和ケアに対する正しい理解が進むよう、緩和ケアの意義や必要性について道民、医療関係者や介護施設等の福祉関係者への普及啓発に努めます。

- 拠点病院等を含む医療機関は、多様化する医療用麻薬をはじめ身体的苦痛緩和のための薬剤の迅速かつ適切な使用の普及に努めます。

④ 在宅緩和ケアについて

- 拠点病院等を含む医療機関は、在宅緩和ケアを提供できる診療所や訪問看護ステーションなどがん診療に携わる関係機関と連携し、地域における質の高い医療提供及びがん患者とその家族の支援のため、急変患者や地域での困難事例への対応など、関係者間のネットワークづくりに努めます。
- 地域連携クリティカルパスについては、国であり方を検討することとされていることから、検討結果を踏まえ対応します。

<個別目標>

- がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を維持できるよう、緩和ケアに関する課題を分析し、より充実した緩和ケアの提供体制を構築します。

【参考指標】

(出典：地域保健課調)

| 区 分 | 現状値 (H28調査値) |
|--------------------------------------|--------------|
| 緩和ケア病棟を有する病院 | 20病院 |
| 拠点病院等の緩和ケアチームにおける専門的な知識及び技能を有する医療従事者 | — |

(出典：人口動態統計)

| 区 分 | 現状値 (H28調査値) |
|-------------------------|--|
| がんの死亡の場所別死者割合 (括弧内は全国値) | 医療機関:92.2%(84.9%) 介護施設:1.4%(3.3%) 自宅:6.0%(11.0%) その他:0.4%(0.8%) |

(1) 相談支援、情報提供

<現状と課題>

- 医療技術や情報端末の進歩、患者の療養生活が多様化する中で、患者とその家族のみならず、医療従事者が抱く治療上の疑問や、精神的、心理社会的な悩みについて、対応していくことができるようがんの専門相談員を配置するがん相談支援センターが拠点病院等に設置されています。
- 相談支援については、がん相談支援センターは、自院の患者だけでなく、拠点病院等が設置されていない圏域を含め、他院の患者や、医療機関からの相談にも対応し、相談支援の質の確保のためPDCAサイクルを実施しており、相談件数は増加していますが、診断時から患者やその家族の相談ニーズに必要な対応ができるよう更なる周知が必要となっています。

- **令和4年の拠点病院等の整備指針改正においては、更なる相談支援体制**

(2) 相談支援、情報提供

<現状と課題>

- 医療技術や情報端末の進歩、患者の療養生活が多様化する中で、患者とその家族のみならず、医療従事者が抱く治療上の疑問や、精神的、心理社会的な悩みについて、対応していくことができるようがんの専門相談員を配置するがん相談支援センターが拠点病院等に設置されています。
- 相談支援については、がん相談支援センターは、自院の患者だけでなく、他院の患者や、医療機関からの相談にも対応し、相談支援の質の確保のためPDCAサイクルを実施しており、相談件数は増加していますが、診断時から患者やその家族の相談ニーズに必要な対応ができるよう更なる周知が必要となっています。

- 拠点病院等の未整備圏域における患者や家族に対する相談支援体制の構

[がん患者等支援専門部会のご意見を踏まえ追記](#)

国の基本計画に合わせた修正

の整備を推進するために、拠点病院等が、「外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問（必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認を含む）することができる体制を整備することが望ましい」とされています。

- 患者同士が療養や生活について相談する患者サロンや、がんを経験した方が、がん患者に対する相談支援に参加し、がん患者の不安や悩みなどを共有するピア・サポートは、拠点病院等を中心に整備されてきていますが、拠点病院等の未整備圏域における体制の構築が課題となっています。また、ピア・サポーターの活躍を広げるため、一定程度の質を確保する必要があります。
- 情報提供については、インターネットなどでは、科学的根拠のないものも含め、がんに関する情報があふれる中で、患者と家族が、その地域において、確実に必要な情報及び正しい情報（治療を受けられる医療機関、がんの症状・治療・費用、民間団体や患者団体等の活動等）にアクセスできる環境を整備していくことが必要となっています。

<施策の方向>

① 相談支援について

- がん相談支援センター間や地域の医療機関との情報共有、協力体制の構築など患者団体とも連携をしながら相談体制の維持・確保に向けた施策を推進します。
- 相談支援センター等の相談員の資質向上に向けた施策を推進します。
- 患者サロンやピア・サポート等の患者・家族の支援体制について、医療関係者や道民にその有効性について周知を図るとともに、相談員やピアサポーターの質の確保に向けた施策を実施するほか、患者団体間の相互理解と連携の促進、道と患者団体との協力関係の構築に向けた施策を推進します。

② 情報提供について

- 国や道、市町村・拠点病院等が適切な役割分担のもと、患者団体や企業等と連携しながら、適切な情報共有・情報提供などの施策を推進します。

<主な取組>

① 相談支援について

- 道は、北海道がん診療連携協議会相談・情報部会と連携し、拠点病院を

築が課題となっています。

- 患者同士が療養や生活について相談する患者サロンや、がんを経験した方が、がん患者に対する相談支援に参加し、がん患者の不安や悩みなどを共有するピア・サポートは、拠点病院等を中心に整備されてきていますが、拠点病院等の未整備圏域における体制の構築が課題となっています。また、ピア・サポーターの活躍を広げるため、一定程度の質を確保する必要があります。
- 情報提供については、インターネットなどでは、科学的根拠のないものも含め、がんに関する情報があふれる中で、患者と家族が、その地域において、確実に正しい情報（治療を受けられる医療機関、がんの症状・治療・費用、民間団体や患者団体等の活動等）にアクセスできる環境を整備していくことが必要となっています。

<施策の方向>

① 相談支援について

- がん相談支援センター間や地域の医療機関との情報共有、協力体制の構築など患者団体とも連携をしながら相談体制の維持・確保に向けた施策を推進します。
- 相談支援センター等の相談員の資質向上に向けた施策を推進します。
- 患者サロンやピア・サポート等の患者・家族の支援体制について、医療関係者や道民にその有効性について周知を図るとともに、相談員やピアサポーターの質の確保に向けた施策を実施するほか、患者団体間の相互理解と連携の促進、道と患者団体との協力関係の構築に向けた施策を推進します。

③ 情報提供について

- 国や道、市町村・拠点病院等が適切な役割分担のもと、患者団体や企業等と連携しながら、適切な情報共有・情報提供などの施策を推進します。

<主な取組>

① 相談支援について

- 道は、北海道がん診療連携協議会相談・情報部会と連携し、拠点病院を

(国計画P36参照)

国の基本計画に合わせた修正
(国計画P38参照)

はじめ医療機関の相談員を対象とした実務者研修会を開催するなど、相談支援体制の充実に取り組みます。

- 拠点病院等は、医療ソーシャルワーカーなど相談支援センターの人材確保・育成に努めるとともに、北海道がん診療連携協議会等を通じて他の拠点病院等との連携を図り、情報共有、相談員の質の向上に努めます。
- 拠点病院等は、がん相談支援センターの院内外の広報の充実に努め、院内診療科との連携体制を確立し、精神心理的・社会的苦痛を持つ患者・家族へのカウンセリングの提供など患者の状態に応じ、迅速・適切に対応できる体制の整備に努めます。
- 拠点病院等の整備圏域や未整備圏域に居住するがん患者やその家族のがん相談支援センターの利用状況など、がんの相談支援に係る実態把握に努めます。
- 道は、拠点病院、地域の病院や患者団体等と連携し、がん患者の不安や悩みを軽減するため、身近な地域でピア・サポートが受けられる環境の整備を促進します。
- 道は、拠点病院等における患者サロンの設置の促進に取り組みます。
- 道は、国等のピア・サポーターの研修プログラム等を踏まえ、患者団体や拠点病院等と連携し、ピア・サポートや患者サロンで活動している患者や経験者の相談技術の質の向上を促進します。
- 道は、道内の患者団体の連合体である北海道がん患者連絡会の活動を支援し、患者団体間のネットワークづくりを促進します。

② 情報提供について

- 道は、道、拠点病院等や関係団体が開催する各種イベントや患者団体との意見交換の場などを活用しながら、市町村、医療機関、患者団体、民間企業等と連携して情報の共有に努めるとともに、道のホームページを中心として、がん患者や家族を含めた道民が必要とする正しいがん情報の効率的・効果的な提供に取り組みます。
- 拠点病院等は、がん患者やその家族に対し、医療機関以外の場においても、がんに関する正しい情報が得られるよう図書館などと連携した情報提供に取り組みます。

はじめ医療機関の相談員を対象とした実務者研修会を開催するなど、相談支援体制の充実に取り組みます。

- 拠点病院等は、医療ソーシャルワーカーなど相談支援センターの人材確保・育成に努めるとともに、北海道がん診療連携協議会等を通じて他の拠点病院等との連携を図り、情報共有、相談員の質の向上に努めます。
- 拠点病院等は、がん相談支援センターの院内外の広報の充実に努め、院内診療科との連携体制を確立し、精神心理的・社会的苦痛を持つ患者・家族へのカウンセリングの提供など患者の状態に応じ、迅速・適切に対応できる体制の整備に努めます。
- 拠点病院等の整備圏域や未整備圏域に居住するがん患者やその家族のがん相談支援センターの利用状況など、がんの相談支援に係る実態把握に努めます。
- 道は、拠点病院、地域の病院や患者団体等と連携し、がん患者の不安や悩みを軽減するため、身近な地域でピア・サポートが受けられる環境の整備を促進します。
- 道は、拠点病院等における患者サロンの設置の促進に取り組みます。
- 道は、国等のピア・サポーターの研修プログラムの見直し検討等を踏まえ、患者団体や拠点病院等と連携し、ピア・サポートや患者サロンで活動している患者や経験者の相談技術の質の向上を促進します。
- 道は、道内の患者団体の連合体である北海道がん患者連絡会の活動を支援し、患者団体間のネットワークづくりを促進します。

③ 情報提供について

- 道は、道、拠点病院等や関係団体が開催する各種イベントや患者団体との意見交換の場などを活用しながら、市町村、医療機関、患者団体、民間企業等と連携して情報の共有に努めるとともに、道のホームページを中心として、がん患者や家族を含めた道民が必要とする正しいがん情報の効率的・効果的な提供に取り組みます。
- 拠点病院等は、がん患者やその家族に対し、医療機関以外の場においても、がんに関する正しい情報が得られるよう図書館などと連携した情報提供に取り組みます。

文言修正

<個別目標>

- 患者やその家族の治療上の疑問や精神的・心理社会的な悩みに対応できるよう、相談支援、情報提供における課題を分析し、より効率的・効果的な相談支援体制を構築します。

【参考指標】

(出典：地域保健課調)

| 区 分 | 現状値 (R4調査値) |
|--------------------|-------------|
| がん相談支援センター設置二次医療圏数 | 14圏域 |
| 患者サロン設置二次医療圏数 | |

(3) がん患者等の就労を含めた社会的な問題 (サバイバーシップ支援)

<現状と課題>

- 地域がん登録全国推計によると、平成27年において、がん患者の約4人に1人は、20歳から64歳までの就労可能年齢でがん罹患しています。また、全がんの5年相対生存率は56.9% (平成12年～14年)、58.9% (平成15年～平成17年)、62.1% (平成18年～平成20年)、**64.1% (平成21年～平成23年)**と年々上昇しており、がんになっても自分らしく生き活きと働くことが可能となってきています。
- このため、がんと診断された時に、治療に関する漠然とした不安等により離職することがないように、がん相談支援センター等において、がん患者やその家族が正しい情報提供や相談支援を受けることが重要です。
- **平成30年に実施したがんに関する実態把握調査によると、「がん患者が働き続けられるために必要と思う対応・制度」との質問に対し、「休職中の賃金保障」、「通院治療日の有給休暇」、「体調や治療終了を考慮した配置転換」の順に多い状況です。**
また、令和4年に実施した道民意識調査によると、「がんになっても働き続けられることができる社会づくりのため、今後、どのようなことが必要か」との質問に対し、「勤務する企業。職場の管理者の理解が必要」と答えた割合が最も多く、企業等に、がんに関する理解を深めてもらうことが重要です。
- また、がん患者の職場復帰や治療と仕事の両立に関し、企業は、患者の治療状況等について必要な情報を踏まえた上で、就業上の措置等を講ずることが重要です。
- 国は、北海道労働局が中心となって、北海道地域両立支援推進チームを

<個別目標>

- 患者やその家族の治療上の疑問や精神的・心理社会的な悩みに対応できるよう、相談支援、情報提供における課題を分析し、より効率的・効果的な相談支援体制を構築します。

【参考指標】

(出典：地域保健課調)

| 区 分 | 現状値 (H28調査値) |
|--------------------|--------------|
| がん相談支援センター設置二次医療圏数 | 14圏域 |
| 患者サロン設置二次医療圏数 | |

(3) がん患者等の就労を含めた社会的な問題 (サバイバーシップ支援)

<現状と課題>

- 地域がん登録全国推計によると、平成24年において、がん患者の約3人に1人は、20歳から64歳までの就労可能年齢でがん罹患しています。また、全がんの5年相対生存率は56.9% (平成12年～14年)、58.9% (平成15年～平成17年)、62.1% (平成18年～平成20年)と年々上昇しており、がんになっても自分らしく生き活きと働くことが可能となってきています。
- このため、がんと診断された時に、治療に関する漠然とした不安等により離職することがないように、がん相談支援センター等において、がん患者やその家族が正しい情報提供や相談支援を受けることが重要です。
- 道民意識調査によると、がん罹患後の生計維持に対する関心が高まってきている中、内閣府の「がん対策に関する世論調査 (内閣府) (平成28年)」では、働く世代のがん患者が働き続けることを難しくさせている理由として、周囲の理解に関することが挙げられており、企業等に、がんに関する理解を深めてもらうことが重要です。
- また、がん患者の職場復帰や治療と仕事の両立に関し、企業は、患者の治療状況等について必要な情報を踏まえた上で、就業上の措置等を講ずることが重要です。
- 国は、北海道労働局が中心となって、北海道地域両立支援推進チームを

時点修正

時点修正

時点修正

設置し、患者が安心して復職等できるよう「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知など、各種啓発活動が行われています。

- さらに、がん相談支援センターでの相談支援に加え、がん患者の転職や再就職の相談に対応するため、ハローワークに配置されている就職支援ナビゲーターと拠点病院が連携して就職支援を行っています。
- がん患者が社会生活を送るためには、就労支援のみならず、がん患者・経験者のQOL向上に向けた取組が求められています。
- がんに対する偏見、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化（爪、皮膚障害、脱毛等）、診療早期における生殖機能の温存や、後遺症、性生活（セクシャリティ）自殺防止等に関する相談支援、情報提供の体制構築が課題となっています。

<施策の方向>

① 働く世代の就労支援について

(ア) 医療機関等における就労支援について

- がん患者が診断時に安易に離職することがないように、拠点病院等と連携して必要な情報を提供し、両立支援に関する施策を推進します。
- また、拠点病院等やハローワークなどと連携し、長期に療養しているがん患者の復職支援に必要な相談支援体制の維持、向上に関する施策を推進します。

(イ) 職場や地域における就労支援について

- がん患者を雇用する就業環境の整備など、企業が、がん対策に取り組むための施策を推進します。

② アピアランスケアについて

- 道は、アピアランスケアに関する正しい知識の啓発に努め、道民や企業等への理解促進に努めます。

③ がん診断後の自殺対策について

- がん患者の自殺防止など、精神心理的なケアにつなぐための施策を推進します。

④ その他の社会的な問題について

- がんに対する偏見等がなくなるよう児童生徒だけではなく、道民に対し、がんに対する正しい知識が得られるよう必要な施策を推進します。

設置し、患者が安心して復職等できるよう「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知など、各種啓発活動が行われています。

- さらに、がん相談支援センターでの相談支援に加え、がん患者の転職や再就職の相談に対応するため、ハローワークに配置されている就職支援ナビゲーターと拠点病院が連携して就職支援を行っています。
- がん患者が社会生活を送るためには、就労支援のみならず、がん患者・経験者のQOL向上に向けた取組が求められています。
- がんに対する偏見、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化（爪、皮膚障害、脱毛等）、診療早期における生殖機能の温存や、後遺症、性生活（セクシャリティ）自殺防止等に関する相談支援、情報提供の体制構築が課題となっています。

<施策の方向>

① 就労支援について

(ア) 医療機関等における就労支援について

- がん患者が診断時に安易に離職することがないように、拠点病院等と連携して必要な情報を提供し、両立支援に関する施策を推進します。
- また、拠点病院等やハローワークなどと連携し、長期に療養しているがん患者の復職支援に必要な相談支援体制の維持、向上に関する施策を推進します。

(イ) 職場や地域における就労支援について

- がん患者を雇用する就業環境の整備など、企業が、がん対策に取り組むための施策を推進します。

② 就労以外の社会的な問題について

- がんに対する偏見等がなくなるよう児童生徒だけではなく、道民に対し、がんに対する正しい知識が得られるよう必要な施策を推進します。

[がん患者等支援専門部会のご意見を踏まえ修正](#)

国基本計画に併せた項目設定
(国計画P44～P45参照)

がん診断後の自殺対策についての新規項目設定に伴い、②就労以外の社会的な問題についてからの移項

<主な取組>

① **働く世代の就労支援**について

(ア) 医療機関等における就労支援について

○ 道は、がん患者の離職防止や復職支援のため、拠点病院等と連携し、がん相談支援センターにおける就労に関する相談支援体制の維持・向上に努めます。

○ 拠点病院等のがん相談支援センターは、就労支援に関する知識を深め、就労に関する相談支援の質の向上に努めます。

(イ) 職場や地域における就労支援について

○ 道は、北海道がん対策サポート企業等登録制度における企業の登録を推進するほか、企業に対し、がんに関する理解が深まるよう働きかけます。

○ がん患者・経験者の罹患以降の勤務状況（離職を含む）など、がんの就労・生活に関する実態を把握します。また、がんの治療の前後の経済状況や企業の意識・社内制度の状況などの把握に努めます。

② **アピアランスケア**について

○ **がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化（爪、皮膚障害、脱毛等）に関する国の動向を踏まえ**、拠点病院等や関係団体と連携し、患者や家族に対し、適切な情報提供などに取り組みます。

③ **がん診断後の自殺対策**について

○ 道は、必要に応じてがん患者を精神心理的なケアにつなぐことができるよう、拠点病院等や精神科救急医療機関と連携し、自殺防止等に係る適切な情報提供等に努めます。

④ **その他の社会的な問題**について

○ 道は、がん患者・経験者の就労支援に関することを含む社会的な問題について、がん患者・経験者の実態の把握に努めます。

○ 道は、がんに対する偏見、診療早期における生殖機能の温存や、後遺症、

○ がん患者の自殺防止など、精神心理的なケアにつなぐための施策を推進します。

<主な取組>

① **就労支援**について

(ア) 医療機関等における就労支援について

○ 道は、がん患者の離職防止や復職支援のため、拠点病院等と連携し、がん相談支援センターにおける就労に関する相談支援体制の維持・向上に努めます。

○ 拠点病院等のがん相談支援センターは、就労支援に関する知識を深め、就労に関する相談支援の質の向上に努めます。

(イ) 職場や地域における就労支援について

○ 道は、北海道がん対策サポート企業等登録制度における企業の登録を推進するほか、企業に対し、がんに関する理解が深まるよう働きかけます。

○ がん患者・経験者の罹患以降の勤務状況（離職を含む）など、がんの就労・生活に関する実態を把握します。また、がんの治療の前後の経済状況や企業の意識・社内制度の状況などの把握に努めます。

② **就労以外の社会的な問題**について

○ 道は、がん患者・経験者の就労支援に関することを含む社会的な問題について、がん患者・経験者の実態の把握に努めます。

○ 道は、がんに対する偏見、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化

[がん患者等支援専門部会のご意見を踏まえ修正](#)

アピアランスケアの項目創設に伴い、②就労以外の社会的問題からの移項

がん診断後の自殺対策の項目創設に伴い、②就労以外の社会的問題から移項

性生活（セクシャリティ）などに関する国の相談支援体制等に関する検討状況を踏まえ、拠点病院等や関係団体と連携し、患者や家族に対し、適切な情報提供などに取り組みます。

- 道は、子育て世代のがん患者や小児がん患者やその家族が安心して治療や療養ができるよう、市町村と連携し、受診時におけるファミリーサポートセンター等の情報提供を行い、育児等の支援に努めます。

<個別目標>

- 働く世代のがん患者が働き続けることができるよう、がん患者や企業の就労支援に関する課題を分析し、より効率的・効果的な就労支援体制を構築します。

【参考指標】

(出典：地域保健課調)

| 区 分 | 現状値 (R5. 12) |
|-----------------------|--------------|
| 北海道がん対策サポート企業等登録制度登録数 | 〇〇〇〇企業・団体 |

(4) がん教育、がんに関する知識の普及啓発

<現状と課題>

- **がん教育については、子どもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切です。**がん教育をより一層効果的なものとするため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもに、**がんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要です。**
- **学習指導要領に基づき、小学校では、がんを通じて健康と命の大切さを育むこと、中学校、高等学校では、科学的根拠に基づいた理解をすることを主なねらいとして、がん教育を実施しており、各学校において授業の充実・改善が進むよう、指導資料、実践事例、外部講師活用のガイドラインの改訂・周知により、学校の取組を支援することが必要です。**
- **がん教育の実施にあっては、外部講師の活用が重要であるが、令和3年度にお**

(爪、皮膚障害、脱毛等)、診療早期における生殖機能の温存や、後遺症、性生活（セクシャリティ）などに関する国の相談支援体制等に関する検討状況を踏まえ、拠点病院等や関係団体と連携し、患者や家族に対し、適切な情報提供などに取り組みます。

- 道は、必要に応じてがん患者を精神心理的なケアにつなぐことができるよう、拠点病院等や精神科救急医療機関と連携し、自殺防止等に係る適切な情報提供等に努めます。
- 道は、子育て世代のがん患者や小児がん患者やその家族が安心して治療や療養ができるよう、市町村と連携し、受診時におけるファミリーサポートセンター等の情報提供を行い、育児等の支援に努めます。

<個別目標>

- 働く世代のがん患者が働き続けることができるよう、がん患者や企業の就労支援に関する課題を分析し、より効率的・効果的な就労支援体制を構築します。

【参考指標】

(出典：地域保健課調)

| 区 分 | 現状値 (H29. 7) |
|-----------------------|--------------|
| 北海道がん対策サポート企業等登録制度登録数 | 57企業・団体 |

(4) がん教育、がんに関する知識の普及啓発

<現状と課題>

- がん教育については、学校における健康教育の充実によりがんに対する正しい知識、がん患者への理解・思いやり及び命の大切さに対する認識を深めることが大切です。がん教育をより一層効果的なものとするため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもに、がんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要です。
- 道では、国の「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」を踏まえ、各学校において外部講師を活用したがん教育をモデル的に行ってきていますが、今後、がんの予防について、中学校の保健体育の学習指導要領に明確に記載されたことや小学校の体育の学習指導要領において内容が見直されたこと等に伴い、全道的にがん教育が実施されるよう学校教員に対し、がんについての理解を促進するとともに授業展開の支援が必要となっています。
- がん教育の実施に当たっては、家族にがん患者がいる児童生徒や、家族

国の基本計画に合わせた修正
(国計画P55参照)

いて外部講師を依頼した学校の割合は6.2%（全国8.4%）と、活用状況が低くなっており、学校における活用が進むよう、外部講師の活用体制の整備や研修会の実施等が必要となっています。

- がんに関する知識の普及啓発については、道や関係団体、医療機関等により各種啓発イベントや啓発用資材の配布などが行われていますが、すべての道民が正しい知識を得る機会を引き続き確保することが必要となっています。

<施策の方向>

① がん教育

- 関係団体、拠点病院や患者団体等と連携し、**学習指導要領に基づく、児童生徒の発達段階に応じたがん教育に関する施策を推進**します。
- 関係団体、拠点病院や患者団体等と連携しながら、適切ながん教育が実施されるようがん教育**実践校**の事例などをもとに、各学校において、**授業改善と外部講師の活用が進むよう取組を支援**します。

② がんに関する知識の普及啓発

- **全ての**道民が正しい知識を得られるよう、関係団体、医療機関、患者団体等と連携し、引き続き、**がんに関する正しい知識の普及啓発**などの施策を推進します。

<主な取組>

① がん教育

- 道は、教員や外部講師向けの研修会、がん教育における指導方法や留意点を周知するなど、小・中・高等学校におけるがん教育の充実に取り組みます。
- 道は、**患者、教育関係者や医療者などで構成する会議等で、がん教育を実施する上での課題等を把握し、がん教育の充実に取り組み**ます。
- 道は、学校医やがん医療に携わる医師、**がん患者・経験者等の外部講師を活用するほか、ICTの活用も推進**するなどして、**がん教育の充実に取り組み**ます。

② がんに関する知識の普及啓発

- 道は、医師会など関係団体等と連携し、**がんの予防や早期発見、緩和ケア**などがんに関する基本的知識について、講演会や市民公開講座の開催、広報媒体の活用により道民への一層の普及啓発に取り組みます。

をがんで亡くした児童生徒がいる場合など、授業を展開する上で配慮ができるよう外部講師に対する指導方法の周知等が必要となっています。

- がんに関する知識の普及啓発については、道や関係団体、医療機関等により各種啓発イベントや啓発用資材の配布などが行われていますが、すべての道民が正しい知識を得る機会を引き続き確保することが必要となっています。

<施策の方向>

① がん教育

- 関係団体、拠点病院や患者団体等と連携し、児童生徒等を対象としたがんの予防や早期発見等のがん教育に関する施策を推進します。
- 関係団体、拠点病院や患者団体等と連携しながら、適切ながん教育が実施されるようがん教育**実施校**の事例などをもとに、課題分析等を行います。

② がんに関する知識の普及啓発

- 道民が正しい知識を得られるよう、関係団体、医療機関、患者団体等と連携し、引き続き、**がんに関する正しい知識の普及啓発**などの施策を推進します。

<主な取組>

① がん教育

- 道は、教員や外部講師向けの研修会等、がん教育における指導方法や留意点を周知するなど、小・中・高等学校におけるがん教育の充実に取り組みます。
- 道は、がん教育を実施する上での課題等を検討するため、患者、教育関係者や医療者などで構成する会議体の設置について検討します。
- 道は、学校医やがん医療に携わる医師と連携し、希望する小学校に対し、医師等によるがん教育出前講座の実施に取り組みます。

② がんに関する知識の普及啓発

- 道は、医師会など関係団体等と連携し、**がんの予防や早期発見、緩和ケア**などがんに関する基本的知識について、講演会や市民公開講座の開催、広報媒体の活用により道民への一層の普及啓発に取り組みます。

国の基本計画に合わせた修正
(国計画P55参照)

[がん患者等支援専門部会のご意見を踏まえ修正](#)

時点修正

国の基本計画に合わせた修正
(国計画P55照)

＜個別目標＞

- がん患者への理解や健康と命の大切さに対する認識を深めるため、すべての小・中・高等学校で、外部講師等を活用したがん教育が充実するよう取組みます。

（５）道民運動の推進

＜現状と課題＞

- がん対策を一層推進するため、道内の関係団体や患者団体などにより各種普及啓発イベントなどが実施されています。
- 全ての道民が一体となってがん患者やその家族の方々を社会全体で支える仕組みとして、道内企業をはじめ各種団体や道民の方々などからの募金や寄付を財源とし、患者の視点に立った不安の解消のための相談支援、長期間療養を続けている小児がんの子供への学習支援のほか、がんに関する正しい知識の普及啓発などにきめ細やかに取り組む北海道がん対策基金が設置・運営されています。

＜施策の方向＞

- 道民運動の推進については、自らががんに関する正しい理解を深め、がん対策に参加できるよう、条例の理念に基づき、道、市町村、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者及びがん患者等を含む道民の適切な役割分担の下に一体となって施策を推進します。

＜主な取組＞

- 道は、道民ががんに関する知識と理解を深め、一丸となってがんの撲滅に取り組むため、がん征圧月間やがん予防道民大会などを通じて、がんの予防や早期発見などの普及啓発を行い、行政機関をはじめ、医療関係者やがん患者団体などが連携して、道民が自ら積極的に行動するよう意識の向上に取り組めます。

＜個別目標＞

- がん患者への理解や健康と命の大切さに対する認識を深めるため、すべての小・中・高等学校で、がんに関する授業が充実するよう取組みます。

【指標】

| 区分 | 現状値 | 目標値 | 期間 |
|---------|-----|--------|-----|
| がん教育の実施 | — | すべての学校 | 6年間 |

（５）道民運動の推進

＜現状と課題＞

- がん対策を一層推進するため、道内の関係団体や患者団体などにより各種普及啓発イベントなどが実施されています。
- 全ての道民が一体となってがん患者やその家族の方々を社会全体で支える仕組みとして、道内企業をはじめ各種団体や道民の方々などからの募金や寄付を財源とし、患者の視点に立った不安の解消のための相談支援、長期間療養を続けている小児がんの子供への学習支援のほか、がんに関する正しい知識の普及啓発などにきめ細やかに取り組む北海道がん対策基金が設置・運営されています。
- 平成28年3月に設立された北海道がん対策「六位一体」協議会では、患者や住民、医療提供者、行政、議員、企業関係者やメディアなど個々の組織の枠を超え、患者が望むがん対策の実現を考える北海道がんサミットの開催やこれらに基づく各種要請活動などが実施されています。

＜施策の方向＞

- 道民運動の推進については、自らががんに関する正しい理解を深め、がん対策に参加できるよう、条例の理念に基づき、道、市町村、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者及びがん患者等を含む道民の適切な役割分担の下に一体となって施策を推進します。

＜主な取組＞

- 道は、道民ががんに関する知識と理解を深め、一丸となってがんの撲滅に取り組むため、がん征圧月間やがん予防道民大会などを通じて、がんの予防や早期発見などの普及啓発を行い、行政機関をはじめ、医療関係者やがん患者団体などが連携して、道民が自ら積極的に行動するよう意識の向上に取り組めます。

国の基本計画に合わせた修正（国計画P56照）

学習指導要領の改正に伴い指標としては削除

時点修正